

「第4弾 さかいみなと応援券」取扱店舗募集要項

1 応援券の概要

利用期限	<u>令和7年10月31日(金)</u> ※ 5月下旬から、各世帯に郵送する予定で、届き次第利用可能です。
対象者	全市民 (33,500人程度)
金額	1人1冊 2,500円分 (500円券×5枚綴り) *第3弾より変更となりました
使える店舗	登録された境港市内の店舗 ※原則、業種は問いません。 ※飲食店でも使えます。 ※全取扱店舗で使用可能な「買物・食事券」(1人につき2,500円分)の1種類のみ発行となります。

2 取扱店舗について

(1) 応援券郵送後に、市ホームページの取扱店舗一覧の記事を随時更新して掲載します。
(※当該記事には、応援券裏面に掲載するQRコードからもアクセスできます。)

(2) 取扱店舗の登録資格

- ①境港市内に立地し、事業を営んでいる店舗であること。
- ②取扱店舗の業種は問いませんが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項及び第13項に該当する営業については対象外とします。
- ③事業者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ・宗教・政治団体や公序良俗に反する営業を行っている者
 - ・境港市暴力団排除条例(平成23年境港市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者

(3) 取扱店舗の表示

取扱店舗であることが分かるよう、市から配布される掲出物(ポスター・ステッカー)を利用者の目に付きやすい場所に掲出・貼付してください。

(次ページに続く)

3 取扱できる商品及びサービス

応援券は、登録された店舗で取り扱う商品及びサービス(飲食店を含む)で使用できます。ただし、次のものについては、応援券の取扱い対象外となります。

- ・ 換金性の高い商品(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等)の購入
- ・ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項及び第13項に該当する営業に係る支払い
- ・ 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産および資産性の高い商品
- ・ 通信販売商品
- ・ 出資や債務の支払い
- ・ 仕入等の事業活動に伴う経費の支払い
- ・ 自社(店)商品の買取り
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 宗教・政治団体や公序良俗に反する営業に係る支払い

4 応援券の取扱い

- (1) 境港市以外の自治体で換金することはできません。
- (2) 釣銭を出すことはできません。
- (3) 利用者から回収した応援券の使用・転売は禁じます。
- (4) 利用者から回収した応援券の裏面に店舗名等が分かるスタンプ等を押してください。
- (5) 利用者から回収した応援券の紛失、盗難について、境港市はその責を負いません。

5 応援券の換金について

次の書類を、境港市水産商工課に提出してください。

- ① 使用済の応援券(裏面に店舗名等を押印したもの)
- ② 請求書(指定の様式)

※換金請求は随時受け付けますが、最終の請求期限は、令和7年12月1日(月)とします。

※請求いただいた後、速やかにお支払いしたいと考えていますが、混雑状況や請求金額等により、多少お時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

境港市水産商工課 商工振興係

TEL: (0859) 47-1056

FAX: (0859) 44-7957

メール: suisan@city.sakaiminato.lg.jp